

学校感染症による出席停止について

お子様が学校保健安全法に定める感染症にかかった場合は、出席停止の措置が取られます。出席停止は通常の欠席とは区別され、欠席扱いにはなりません。学校感染症に該当する感染症の種類とその手続きについては下記の通りです。

主な学校感染症と出席停止期間

分類	病名	出席停止期間
第二種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	腸管出血性大腸菌感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症 (感染性胃腸炎、溶連菌感染症 マイコプラズマ感染症など)	

手続きの方法

1. 医療機関で「学校感染症」に罹患したと診断された場合は、保護者から直ちにその旨を学校へご連絡ください。
2. 定められた期間は自宅で療養し、医師の許可が出てから登校してください。
3. ご家庭で「出席停止に関する報告書」を記入していただき、学校まで提出してください。用紙は保健室にあります。また、本校のホームページよりダウンロードする事も可能ですので、印刷してご活用ください。